

2018年(平成30年)10月27日(土曜日)

市長側争う姿勢

三島駅南口事業巡り

市民団体の住民訴訟

れなかつたとしている。売却の議決を市議会で得なかつたことも地方自治法違反だと主張する。

再開発は、東急が市と市

三島市のJR三島駅南口西街区の再開発事業をめぐり、市民団体代表が豊岡武士市長を相手取り、市が西街区の土地を市土地開発公社から買い取らなかつた判断が違法であるとの確認を求めた住民訴訟の第一回

口頭弁論が二十六日、静岡地裁であった。市長側は答弁書で「原告の請求には理由がないのは明らか」として請求の棄却を求め、争う姿勢を示した。次回は十一月三十日。

訴えたのは「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表(61)。訴状によると、公社が保有していた西街区の土地〇・三一ヘクタールについて、市は公社から土地を買い取って東京急行電鉄に転売する手続きをせず、公社から東急に直接売却させたため、市は転売利益一億七千三百万円を得ら

土地開発公社が所有している土地〇・三四ヘクタールに地上十四階建てホテルを建設する。渡辺代表は一月と六月に住民監査請求をしたが、一度目は棄却、二度目は却下されたことを受け、住民訴訟を起こした。